

新潟市民病院組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

新潟市民病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第2号

新潟市民病院組織規程の一部を改正する規程

新潟市民病院組織規程（平成20年新潟市民病院管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条事務局医事課の項中「医事課」の次に「医療DX推進室」を加え、同条手術部の項を次のように改める。

手術部

周術期支援室

第2条高度先進医療センターの項を次のように改める。

高度先進医療センター

低侵襲心臓血管内治療室

低侵襲不整脈治療室

第2条医療技術部の項中「診療技術科」を「臨床心理科 眼科技術科 歯科技術科」に改める。

第3条事務局医事課の項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 医療DXに関する事項

(9) 業務DXに関する事項

第3条手術部の項に次のように加える。

周術期の支援に関する事項

第3条高度先進医療センターの項に次のように加える。

低侵襲不整脈治療に関する事項

第6条第2項の表手術部の項の次に次のように加える。

手術部の室	室長
-------	----

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。